

セミナー「就業規則Ⅲ」

2024年1月16日(火)

第10章 表彰及び懲戒等

(表彰)

第57条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、審査のうえ表彰することができる。

- (1) 品行方正、技術優秀、業務熱心で他の者の模範と認められる者
- (2) 災害を未然に防止し、又は災害の際、特に功労のあった者
- (3) 業務上有益な発明、改良又は工夫、考案のあった者
- (4) 永年にわたり無事故で継続勤務した者
- (5) 社会的功績があり、会社及び社員の名誉となった者
- (6) その他前各号に準ずる程度に善行又は功労があると認められる者

